

申請期限  
7月31日(木)

## 物価高騰対応重点支援給付金の申請はお忘れなく！ (住民税非課税世帯およびこども加算)

物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯【3万円】およびこども加算【2万円】)は、3月下旬に支給対象に該当すると思われる世帯宛てに案内文書をお送りしています。案内文書が届いていて、給付金の支給対象に該当する世帯で、まだ提出していない人は申請期限までに提出してください。

※令和6年12月14日以降に出生した児童にかかる給付金申請書(こども加算の請求書など)は8月15日(金)までに提出してください。

■受付窓口・問合せ先 町民福祉課 福祉係(1階④窓口) ☎ 52-5810

## 乳幼児・子ども医療費、ひとり親家庭医療費受給者証の手続きについて

下記の日程で、乳幼児・子ども医療、ひとり親家庭医療費受給者証の新規申請、更新申請を受付けます。該当する人は、受付期間内に申請手続きをしてください。

|           | 乳幼児・子ども医療費助成制度            |                  | ひとり親家庭医療費助成制度              |                       |
|-----------|---------------------------|------------------|----------------------------|-----------------------|
|           | 新規                        | 更新※1             | 新規                         | 更新※2                  |
| 受付期間      | 随時受付                      | 自動更新のため<br>手続き不要 | 随時受付                       | 7月11日(金)～<br>7月31日(木) |
| 手続きに必要なもの | 子どもの<br>健康保険証情報が<br>分かるもの |                  | 助成対象者全員分の<br>健康保険証情報が分かるもの |                       |

### ■乳幼児・子ども医療費の更新(上表※1)

すでに受給している人は、自動更新となりますので手続きは不要です。対象者には7月末頃に新しい受給者証を送付します。

### ■ひとり親家庭医療費の更新(上表※2)

上表の日程で更新申請を受付けます。対象者には、案内文書を送付しますので手続きをお願いします。

### ■『乳幼児・子ども医療費助成制度』とは

0歳～高校3年生までの子どもの医療費の一部を助成する制度です。所得制限はありません。

※高校3年生までの相当年齢の人であっても就労している人・結婚している人は、対象外となります。該当する人は、町民福祉課福祉係まで申し出てください。

### ■『ひとり親家庭医療費助成制度』とは

18歳までの子どもを養育するひとり親世帯の父・母・養育者と子どもの医療費の一部を助成する制度です。所得要件や世帯要件、配偶者との死別や災害・失業・疾病などによる特例があります。詳細はお問い合わせください。

#### ◇所得要件

世帯の令和7年度の市町村民税が非課税の世帯が対象です。ただし、中学生以下の子どもがいる場合は1人あたり19,800円、16歳～18歳の子どもがいる場合は1人あたり7,200円を、父・母・養育者の所得判定額に加算し判定します。

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日を除く)

■受付窓口・問合せ先 町民福祉課 福祉係(1階④窓口) ☎ 52-5810